

(19) 日本国特許庁(JP)

(12) 公開特許公報(A)

(11) 特許出願公開番号

特開2012-161299

(P2012-161299A)

(43) 公開日 平成24年8月30日(2012.8.30)

(51) Int.Cl.	F I	テーマコード (参考)
AO1K 91/053 (2006.01)	AO1K 91/04 D	2B109
AO1K 85/00 (2006.01)	AO1K 85/00 Z	2B307
AO1K 97/02 (2006.01)	AO1K 97/02 A	
AO1K 95/00 (2006.01)	AO1K 95/00 A	

審査請求 未請求 請求項の数 4 O L (全 8 頁)

(21) 出願番号 特願2011-25508 (P2011-25508)
 (22) 出願日 平成23年2月8日 (2011.2.8)

(71) 出願人 511035018
 目良 栄子
 千葉県長生郡長柄町針ヶ谷1229
 (71) 出願人 511035029
 目良 弘和
 千葉県長生郡長柄町針ヶ谷1229
 (74) 代理人 100121658
 弁理士 高橋 昌義
 (72) 発明者 目良 弘和
 千葉県長生郡長柄町針ヶ谷1229
 (72) 発明者 新井 保夫
 千葉県君津市糸川1619-4
 Fターム(参考) 2B109 AA02
 2B307 BA70 EB17 EB18 JA23

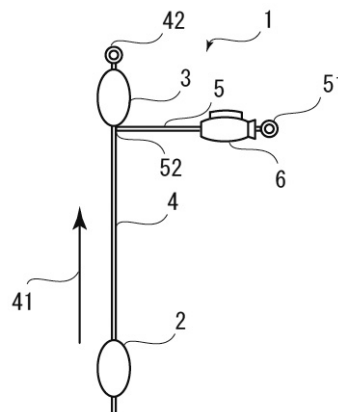
(54) 【発明の名称】 釣り具

(57) 【要約】

【課題】より簡便で、釣り針の位置の調整が容易で、魚が針を銜える抵抗をより敏感に感じ取ることのできる釣り具を提供する。

【解決手段】本発明にかかる釣り具は、錘部材と、浮き部材と、錘部材と前記浮き部材とを接続する棒状部材と、浮き部材又は棒状部材の先端近傍に形成されるリングと、棒状部材の延伸方向に対し傾いた方向に延伸するよう、棒状部材又は浮き部材に接続され、先端近傍にリングが形成される枝状部材と、を有する。

【選択図】 図1



【特許請求の範囲】**【請求項 1】**

錘部材と、
浮き部材と、
前記錘部材と前記浮き部材とを接続する棒状部材と、
前記浮き部材又は前記棒状部材の先端近傍に形成されるリングと、
前記棒状部材の延伸方向に対し傾いた方向に延伸するよう、前記棒状部材又は前記浮き部材に接続され、先端近傍にリングが形成される枝状部材と、を有する釣り具。

【請求項 2】

前記錘部材が、籠である請求項 1 記載の釣り具。

10

【請求項 3】

前記枝状部材にルアー又は疑似餌が付されている請求項 1 記載の釣り具。

【請求項 4】

前記枝状部材は、前記棒状部材にアタッチメントにより前記棒状部材に固定又は摺動可能に接続されている請求項 1 記載の釣り具。

【発明の詳細な説明】**【技術分野】****【0001】**

本発明は、釣り具に関する。

【背景技術】

20

【0002】

釣りは、釣り竿、釣り糸、釣り針を用いて魚等の生物を捕獲するものであり、生業としてだけでなく、娯楽としても行なわれる。例えば、下記特許文献 1 には、釣り針や錘を岩などに絡まりにくくすべく、釣り糸を取り付ける支軸と、この支軸の先端に錘が付され、この支軸に脚部材とを有する釣具が開示されている。

【先行技術文献】**【特許文献】****【0003】**

【特許文献 1】特許 2 8 5 7 8 6 5 号明細書

【発明の開示】

30

【発明が解決しようとする課題】**【0004】**

しかしながら、上記特許文献 1 に記載された技術は、釣り糸を釣り具内に通すなど非常に複雑な構造であり、しかも釣り糸に対する抵抗が非常に大きく、魚が針を銜える抵抗が分かりにくいといった課題がある。

【0005】

また、釣りは一般に、釣り針を投下した位置（ポイント）に留まらせておくことが好ましいが、波の動きによって移動してしまうといった課題があり、更に、海底からどの程度の高さに設定するかといったことは、釣り糸のどの位置に浮きを配置するかといった釣り針を投入する前の釣り人の感覚に頼っており、また釣り針を投入した後に調整することはできない。

40

【0006】

そこで、本発明は、上記課題を鑑み、より簡便で、釣り針の位置の調整が容易で、魚が針を銜える抵抗をより敏感に感じ取ることのできる釣り具を提供することを目的とする。

【課題を解決するための手段】**【0007】**

上記課題を解決する本発明の第一の観点にかかる釣り具は、錘部材と、浮き部材と、錘部材と浮き部材とを接続する棒状部材と、前記浮き部材又は前記棒状部材の先端近傍に形成されるリングと、棒状部材の延伸方向に対し傾いた方向に延伸するよう、棒状部材又は浮き部材に接続され、先端近傍にリングが形成される枝状部材と、を有する。

50

【発明の効果】

【0008】

以上本発明により、より簡便で、釣り針の位置の調整が容易で、魚が針を銜える抵抗をより敏感に感じ取ることのできる釣り具となる。

【図面の簡単な説明】

【0009】

【図1】実施形態に係る釣り具の概略を示す図である。

【図2】実施形態に係る釣り具を水中に沈めた場合の図である。

【図3】実施形態の他の例に係る釣り具を示す図である。

【図4】実施形態の他の例に係る釣り具を示す図である。

10

【図5】実施形態の他の例に係る釣り具の浮き部材近傍の断面を示す図である。

【図6】実施形態の他の例に係る釣り具を示す図である。

【図7】実施形態の他の例に係る釣り具を示す図である。

【図8】実施形態の他の例に係るアタッチメント近傍の断面を示す図である。

【図9】実施形態の他の例に係るアタッチメントの概略を示す図である。

【発明を実施するための最良の形態】

【0010】

以下、本発明の実施形態について図面を参照しつつ説明する。ただし、本発明は多くの異なる態様で実施することが可能であり、以下に示す実施形態に限定されるものではない。なお、本明細書においては同一又は同様の機能を有する部分には同一の符号を付し、その繰り返しの説明は省略する。

20

【0011】

(実施形態1)

図1は、本実施形態に係る釣り具(以下「本釣り具」という。)の概略を示す図である。本図で示すように、本釣り具1は、錘部材2と、浮き部材3と、錘部材2と浮き部材3とを接続する棒状部材4と、棒状部材4の延伸方向41に対し傾いた方向42に延伸するよう、棒状部材4に接続される枝状部材5と、枝状部材5に配置される疑似餌6と、を有して構成されている。

【0012】

本実施形態における錘部材2は、本釣り具を用いて釣りをする者(以下「使用者」という。)が、海又は川に投げ入れたとき、安定して定位置にとどまることができるような重さを有する錘として機能するものであり、限定されるわけではないが、例えば鉛等の金属、プラスチックの容器内に金属や石等を収納したものを有することができる。

30

【0013】

本実施形態における浮き部材3は、海又は川の水中において浮力を有するものであり、この限りにおいて限定されるわけではないが、棒状部材4及び枝状部材5を持ち上げることができる程度の浮力を有し、錘を持ち上げない程度の浮力を有するものであることが好ましい。このようにすることで、本釣り具1を水中に安定的に保持させることができる。

【0014】

本実施形態における棒状部材4は、錘部材2と浮き部材3とを接続するものである。本棒状部材4を用いることで、錘部材2と浮き部材3とを接続し、本釣り具を水中に立たせることができるようになる。なお、錘部材2は、棒状部材4の一方の先端側に形成されていることが好ましいが、棒状部材の先端から少しずらして配置されていることも好ましい。このようにすることで、川又は海底に接するのを棒状部材4の先端のみとし、底に成育している海草等に錘部材4が絡まってしまうのを防ぐことができる。このずらす量としては、特に限定されないが10cm以下であることが好ましく、より好ましくは2cm以上10cm以下である。

40

【0015】

棒状部材4は、釣り糸等の柔軟な素材も可能ではあるが、ピアノ線等の金属やプラスチック等、直線状を常時維持できる程度に硬いものであることが好ましい。一般に水中では

50

水の流れが発生しており、直線状を維持できるものであればこのような流れがあった場合でも流されにくく安定して定位置に配置できるとともに、更に釣り糸がだれて本釣り具と絡まることを防止することができる。

【0016】

また本実施形態では、棒状部材4の錘部材2が付されている側とは反対の先端近傍に、リング42が形成されている。用途の詳細については後述するがリング42には釣り糸を通すことができる。なおリング42は、棒状部材4と同じ材質で、先端を丸めてリング状とすることもできるし、別途の材質で形成されたリングを固定しても良い。

【0017】

本実施形態の棒状部材の長さとしては、限定されるわけではないが、錘の先端から他端のリングまでの長さが概ね20cm以上70cm以下の範囲内、より好ましくは20cm以上60cm以下の範囲内となることが好ましい。このような長さとしておくことで、釣り針の位置を海底から望ましい範囲の高さに設定することができる。

10

【0018】

また本実施形態において、錘部材は、棒状部材と接続、分離可能となっていることも好ましい。例えば、棒状部材の端部にネジ溝を形成し、錘部材にこのネジ溝に対応したネジ穴及びネジ溝を形成し、これらを組み合わせて錘部材と棒状部材を接続させることができる。

【0019】

また本実施形態において、枝状部材5は、棒状部材4の延伸方向41（錘部材2と浮き部材3を接続する方向）に対し傾いた方向に延伸するよう棒状部材4に接続されている（以下、棒状部材4と枝状部材5との接続部分52を単に「接続部分」という。）。なお、「傾いた方向」とは、棒状部材の延伸方向41と所定の角度をなすことをいい、棒状部材の延伸方向から30度以上150度以下の範囲内で傾いた方向であることがこのましく、より好ましくは45度以上135度以下の範囲内で傾いた方向、更に好ましくは60度以上120度以下の範囲内であり、特に好ましくは80度以上90度以下である。

20

【0020】

枝状部材5の材質としては、特に限定されるわけではないが、上記棒状部材と同じ材質を使用することができる。本枝状部材5においても、直線を維持できる程度に硬い部材であれば、釣り糸のガイドがしやすくなるといった利点がある。

30

【0021】

枝状部材5の長さとしては、限定されるわけではないが、棒状部材が20cm以上70cm以下の範囲内において、5cm以上30cm以下の範囲であることが好ましく、より好ましくは5cm以上20cm以下の範囲である。この範囲とすることで、釣り針の位置を海底から望ましい範囲に抑えることができるとともに、本釣り具の配置した地点から離れすぎず近づきすぎず、好ましい範囲に抑えることができる。

【0022】

また本実施形態において、枝状部材5の先端近傍（棒状部材と接続した部分と反対の部分）にリング51が形成されている。用途の詳細については後述するがリング42には釣り糸を通すことができる。なおリング42は、棒状部材4と同じ材質で、先端を丸めてリング状とすることもできるし、別途の材質で形成されたリングを固定しても良い。

40

【0023】

また、本実施形態において、枝状部材5にはルアー6が付されている。このルアー6により、魚を引き寄せることが可能となるだけでなく、ルアー6の内部に水の流れができるよう十分な空洞を設けておくことで枝状部材5が水の流れに従うように向くため、魚が定位置に留まって泳いでいるように見え、魚を引き寄せやすくなるといった効果がある。なお、本実施形態ではルアーとしているが疑似餌であっても良い。

【0024】

また、本実施形態において、枝状部材5は、棒状部材4のリング43が形成された先端の近傍に接続させることもできるが、所定の距離をおいて接続させることも好ましい。こ

50

の距離としては、特に限定されないが15cm以下であることが好ましく、より好ましくは2cm以上10cm以下である。所定の距離をおくことでその間に浮きなどを配置させることができる。

【0025】

ここで、本釣り具を使用した釣りの方法について説明する。図2は、本釣り具を水中に沈めて釣りを行う場合の参考図である。

【0026】

使用者は、まず、本釣り具1の棒状部材4のリング42、枝状部材5のリング51に釣り針91及び釣り糸92を通す。なお釣り糸には、餌又は疑似餌を伏しておくことが好ましい。

10

【0027】

次に、使用者は、棒状部材のリング43と枝部材5のリング51の間の釣り糸の部分に留め部材93をつける。この留め部材は、双方のリング43、リング51の内径よりも大きい。このように留め部材93を用いることで、留め部材93をリング41、リング51間の範囲内に留めることができ、底面の高さ(棒状部材の下端と同じ位置)から一定の位置に釣り針が存在するよう調整することができるようになる。なお留め部材としては、限定されるわけではないがビーズであることは好ましい一例である。

【0028】

そして、使用者は本釣り具1、釣り針及び釣り糸を水中に投げ入れ、底に釣り具を配置する。なお使用者は上記留め部材93が棒状部材側のリング43に当たる程度に引っ張りながら釣り糸を保持することが好ましい。

20

【0029】

そして魚が釣り針を加えた場合、使用者は魚が釣り糸を引く力を感じることで、釣り糸を引っ張り上げることで、魚を釣り上げることができる。特に、本実施形態では、釣り糸に浮きを付さなくてもよくなり、魚は餌を加える際に抵抗をほぼ感じなくなるため、一度口に入れた餌を吐き出してしまう虞が少なくなるといった効果がある。

【0030】

以上、本実施形態により、より簡便で、魚が針を銜える抵抗をより敏感に感じ取ることができる釣り具となる。

【0031】

なお、本釣り具1は、錘部材と浮き部材の組み合わせにより、水中で立った状態を維持し、しかも一度投入すれば長時間ほぼ同じ位置にとどまる。この結果、岩の隅など狭い場所に釣り針をとどめることができ、魚を釣り上げる機会が増える。更に、常に釣り糸の位置を棒状部材の上部のリングで保持することができるため、糸を底に垂らしてしまい底の水草や岩の角等に引っかかって絡まってしまいうことを防止することができるといった利点もある。

30

【0032】

なお、本実施形態では、棒状部材4にリングを付したものとなっているが、浮き部材3にリングを付してもよい。この場合の図を図3に示しておく。

【0033】

また、本実施形態では、枝状部材5の接続部分が浮き部材よりも錘側に付されているが、接続部分が浮き部材よりも棒状部材のリング側に配置されていてもよい。この場合の例を図4に示しておく。もちろん、浮き部材に枝状部材を配置する構成も可能である。

40

【0034】

また、接続部分が浮き部材よりも棒状部材のリング側に配置されている場合、浮き部材に貫通孔を設け、棒状部材を通し、棒状部材に対して摺動可能としてもよい。このようにすると、水の外、特に水中に本釣り具を投入しようとする場合、錘部材と浮き部材とを近づけることができ、重心を安定させ、狙った位置に釣り具を投げやすくすることができるといった利点がある。この場合の釣り具の断面図及び投入時の錘部材と浮き部材の関係を示す概略図を図5、6にそれぞれ示しておく。

50

【 0 0 3 5 】

また本実施形態では、錘部材 2 を籠形状となしてもよい。錘部材 2 を籠とすることでこの籠の中にコマセ（撒き餌）を配置し、水中にこの釣り具を配置することでこの釣り具近傍に撒き餌を行うことができ、水中の魚を引き寄せることが可能となるといった利点がある。籠とする場合の部材は特に限定されないが、金属で構成された籠であることは好ましい一例である。この場合の図を図 7 に示しておく。

【 0 0 3 6 】

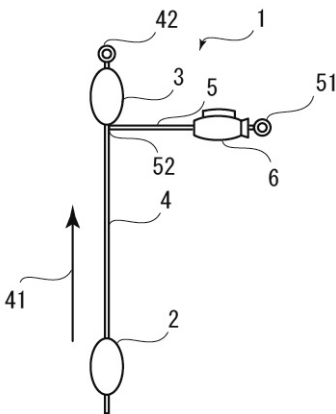
また本実施形態では、接続部分は固定されているが、例えば枝状部材にアタッチメント 5 2 を設け、枝状部材が棒状部材に位置調節可能、より具体的には固定又は摺動可能に接続されていることとするのも好ましい。アタッチメントとしては、上記機能を有する限りにおいて限定されるわけではないが、例えば筒 5 2 1 と、この筒 5 2 1 と棒状部材の隙間に配置される楔 5 2 2 と、を有して構成されていることも好ましい一例である。図 8 にアタッチメントの一例の断面図、図 9 にこのアタッチメントの概略図を示しておく。

【 産業上の利用可能性 】

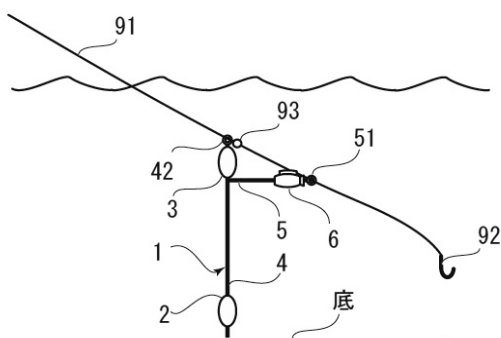
【 0 0 3 7 】

本発明は、釣り具として産業上の利用可能性がある。

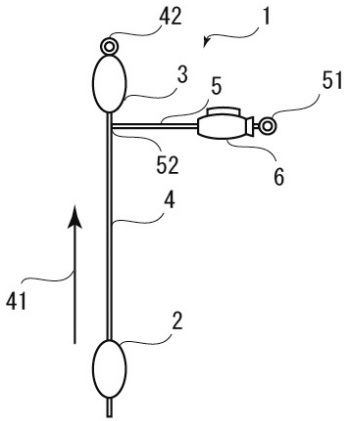
【 図 1 】



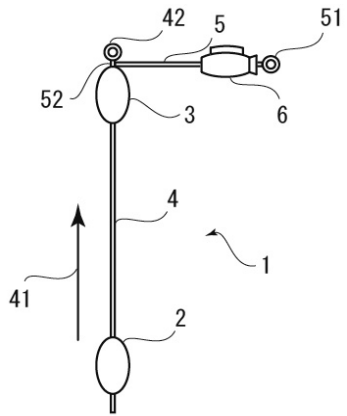
【 図 2 】



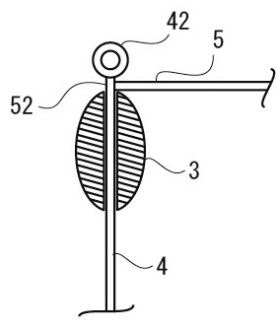
【 図 3 】



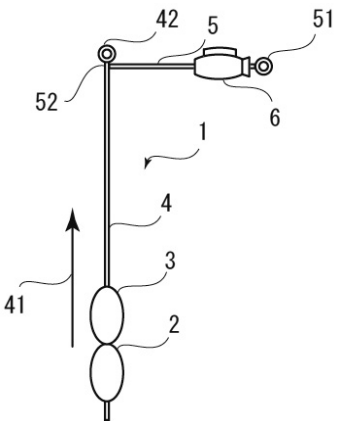
【 図 4 】



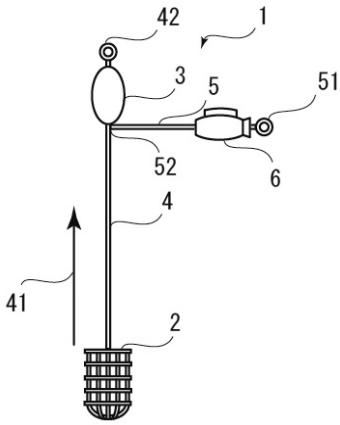
【 図 5 】



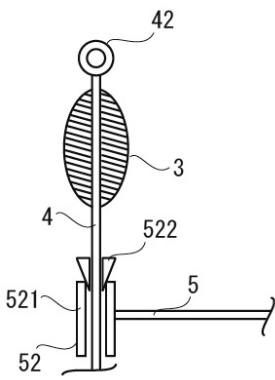
【 図 6 】



【 図 7 】



【 図 8 】



【 図 9 】

